

奈良県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.5E-1	2.0E+1	19.9
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	1.3E+1	5.1E+0	1.5E+1	53.2
117	テブコナゾール				1.5E+0	1.5
139	トラロメトリン			4.9E+0	1.2E+0	6.1
140	フェンプロパトリン			2.3E+0		2.3
153	テトラメトリン	2.1E+2	7.2E+0	1.9E+2	5.9E-2	412.5
181	ジクロロベンゼン	4.5E+2	2.0E+2			651.2
225	トリクロルホン		6.8E+0			6.8
248	ダイアジノン		7.2E-1			0.7
251	フェニトロチオン		1.8E+2	2.9E+0		182.1
252	フェンチオン	4.7E+0	6.6E+1	4.7E+0		75.1
256	デカン酸				2.2E+0	2.2
350	ペルメトリン	2.6E+1	3.6E+1	1.6E+1	3.2E+1	110.8
405	ほう素化合物		7.3E-2	4.4E+1	7.0E-1	45.2
427	カルバリル			1.7E+2		168.0
428	フェノブカルブ			1.1E+2	8.6E+1	194.7
457	ジクロールボス	9.7E+1	6.5E+2			743.6
合 計		8.2E+2	1.2E+3	5.5E+2	1.6E+2	2676.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等